

どんな人権問題があるのか、 いくつか例を見てみましょう

男女平等

「男性だから」「女性だから」ということにとらわれ、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方は、見直していく必要があります。

高齢者

高齢の人を若い人より低く見るような年齢に基づいた固定観念は払拭する必要があります。

家庭内や介護施設等における身体的・心理的虐待や介護放棄、財産権の侵害(経済的虐待)などの問題があります。

外国人

一人ひとりが違いを認め合い、互いの文化や習慣を尊重することが大切です。

特定の国籍の人々を排斥する不当な差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」は人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

子ども

虐待、ヤングケアラーなどの問題があります。虐待は身体や心を傷つけるだけでなく、命にかかわる問題でもあるため、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告する義務が定められています。

ヤングケアラーとは家族にケアを要する人がいる場合に、本来、大人が担うとされている家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている18歳未満の子どものことをいいます。年齢や成長に見合わない重い責任を負うことで「学校に行けない」、「勉強や自分の時間が取れない」、「友達との関係がうまくいかない」ことがあります。

自分がヤングケアラーではないかと感じた場合は「逗子市子ども相談室」まで。
(連絡先は裏面)

部落差別

部落差別は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けたりするなどしている人権問題です。

患者等の 人権

病気についての知識の不足や誤解から偏見を招き、新型コロナウイルス感染者、エイズ患者、HIV感染者やハンセン病患者・元患者、難病患者などに、様々な場面で差別やプライバシー侵害などの問題が起きています。

障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つに大きく分かれます。障がいのある人々の社会参加が進んでいますが、いろいろな場面でバリア(障壁)による不利益が生じています。点状ブロックに無関心で、その上に無意識に立ったり物を置いたりすることで、視覚障がいのある人のバリアをつくってしまいます。

町なかでの移動にかかわる問題など、障がいは人ではなく社会の側にあると捉え、バリア解消を進めることが必要です。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、差別的取扱いの禁止(正当な理由なく、障がいを理由として差別することの禁止)や、合理的配慮の提供義務(障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること)が定められています。

※その他、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、生活困窮者、北朝鮮当局による拉致問題、犯罪被害者等の問題があります。